

第9回緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合 (非公開会合)

1. 日 時 令和4年11月14日(月) 10:00~12:00

2. 場 所 原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室

3. 出席者

原子力規制委員会 杉山委員
原子力規制庁 古金谷緊急事態対策監、杉本緊急事案対策室長、舟山安全技術管理官(SA担当)、山口緊急事案対策室副室長、川崎企画調査官、重山企画調査官、岩澤安全規制調整官(実用炉審査担当) 他6名
東北電力(株) 原子力本部原子力部副部長 他2名
東京電力ホールディングス(株) 原子力運営管理部長 他3名
中部電力(株) 原子力本部原子力部防災・核物質防護グループ長 他2名
北陸電力(株) 原子力本部原子力部副部長 他1名
関西電力(株) 原子力事業本部安全・防災グループマネジャー 他1名
中国電力(株) 電源事業本部担当部長 他1名
日本原子力発電(株) 発電管理室室長代理 他3名
電源開発(株) 原子力技術部長 他1名
原子力エネルギー協議会 酒井理事 他2名

3. 議 題

(1) BWRの特重施設等を踏まえたEALの見直しについて

4. 配布資料

- 資料1 BWRの特重施設等を踏まえたEALの見直しの検討(原子力規制庁緊急事案対策室)
資料2-1 コメント回答状況リスト(原子力エネルギー協議会)
資料2-2 緊急時活動レベル(EAL)の見直しの進め方について(原子力エネルギー協議会、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、日本原子力発電株式会社)
資料2-3 BWR特重施設等のEAL判断設備の反映に関する基本的な考え方(原子力エネルギー協議会)

- 資料 2-4 特重施設等の EAL 検討結果取りまとめ表（原子力エネルギー協議会）
- 資料 2-5 EAL 毎の特重施設の反映検討（東京電力・柏崎刈羽 6、7 号機）
（東京電力ホールディングス株式会社）
- 資料 2-6 EAL 毎の特重施設の反映検討（原電・東海第二）（日本原子力発電株式会社）
- 参考 1 緊急時活動レベル（EAL）の見直し等の今後の進め方（令和 4 年度第 14 回原子力規制委員会 資料 4）

5. 議事概要

- (1) 原子力規制庁から、BWRの特定重大事故等対処施設等（以下「特重施設等」という。）を踏まえた緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）の見直しの検討について、検討の進め方及び事故進展の整理について、資料 1 に基づき説明した。
- (2) 東京電力ホールディングス（株）（以下「東京電力」という。）から、前回会合のコメント状況について資料 2-1 に基づき説明があり、原子力規制庁から、緊急時に自主対策設備で使用可能なものがあれば使用するという理解で正しいか確認したところ、東京電力からその通りである旨の回答があった。
- また、原子力規制庁から、東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所 6、7 号機が他の BWR プラントに対して包絡性があるという東京電力の説明に対して詳しい説明を求めたところ、東京電力から、他の BWR プラント特重施設等の設備が確定しても『原子力災害対策指針』及び『原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則』はさらに変更する必要がないと考えているが、各プラントの差異については原子力事業者防災業務計画において定める EAL の解釈において明確にすることを考えている旨の回答があった。
- (3) 東京電力から、EAL の見直しの進め方や特重設備の反映に関する基本的な考え方について資料 2-2 及び資料 2-3 に基づき説明があり、原子力規制庁から、EAL 4.3 に関して「格納容器圧力逃がし装置の機能維持状態と EAL 判断基準は無関係のため機能ベースではない」としていることについて、検討の経緯が追えるよう、パラメータベース及び機能ベースの分類の考え方について、次回説明を求めたところ、東京電力より承知した旨の回答があった。
- (4) 東京電力及び日本原子力発電（株）から、EAL 毎の反映の検討結果について、資料 2-4、資料 2-5 及び資料 2-6 に基づき説明があり、原子力規制庁から、緊急時制御室が健全な状態で施設敷地緊急事態にも至らないという状況が考えられるのではないかと質問したところ、東京電力より、現時点では議論しておらず、次回回答する旨の発言があった。

以上